

国名	ルクセンブルク
公的年金の体系	一般制度：全ての就業者（被用者，自営業者）が対象 特別制度：公務員が対象
被保険者 （◎強制△任意×非加入）	◎就業者（被用者，自営業者），15歳以上の有償の職業研修を行う者，乳幼児を養育する者，育児休業中の者等 △過去3年間に12か月以上強制加入期間を有する者等
保険料率（2020年）	24%（被用者の場合 8%被保険者，8%雇用者，8%国） （自営業者の場合 16%被保険者 8%国）
支給開始年齢	65歳（ただし57歳と60歳からの早期支給あり） 57歳：480か月以上の強制被保険期間を有する場合 60歳：120か月以上の強制被保険期間に任意被保険者期間等，補足期間（失業給付受給期間，18歳未満の子の養育期間等）を加えて480か月以上有する場合 なお，受給者の給与・収入との年金額の調整は65歳以降は行われない。
基本受給額	老齢年金平均受給額2,126.71EUR（男2,370.17 女1,676.21）2019年12月
給付の構造	定額部分（定額単価×定率×加入期間 ※40年で満額）と拠出比例部分（定率×拠出合計額）で構成される。 どちらも消費者物価指数と賃金再評価が反映される。
所得再分配	あり（特に定額部分及び最低保障年金制度を有する）
公的年金の財政方式	賦課方式。2020年においては年金給付4.8年分の積立金を有する。 保険料率は24%で固定されており，理論的保険料率がこれを超過する場合には既裁定者の賃金再評価を抑制できる。
国庫負担	あり（保険料の1/3）
年金制度における最低保障	あり（加入期間が20年以上必要） 最低保障年金月額：1,908.43ユーロ（2021年）（40年加入の場合の上限額。加入期間に比例して逡減することに留意）
無年金者への措置	65歳未満のルクセンブルクに居住する者は任意加入や保険料の後納により年金受給権を得る道が開かれている。
公的年金と私的年金	特別の制度なし
国民への個人年金情報の提供	CNAP（国立年金保険金庫）は被保険者の請求により加入履歴と年金見込み額を送付する。これらの情報は被保険者の同意により，雇用者やその代理人にも通知される。

（板谷英彦・年金シニアプラン総合研究機構専務理事）

ルクセンブルクの年金制度

板谷英彦（年金シニアプラン総合研究機構
専務理事）

1. 制度の特色

ルクセンブルクは小さな国である。よくいわれるように面積（2,586km²）は神奈川県、人口（63万人強）は横須賀市というものがある。その一方で、一人当たりGDPは長年にわたり世界でもトップクラスという豊かな国である。歴史的には近代にまず鉄鋼業がその豊かさの源泉となり、現在ではヨーロッパの金融センターの一角を占める金融業によって支えられている。過去にEUの委員長を複数輩出してきた政治力にも注目すべきものがある。両大戦を経て現在では国民意識におけるナショナリズムの浸透も見られるといわれる。

ルクセンブルクの歴史は、中世以来、ヨーロッパの交通の要衝にあったことから、周辺の大国である独仏にオランダ、ベルギー等を加えた各国の勢力争いや妥協の影響を受け続けてきたが、今日の経済的繁栄はヨーロッパ連合をはじめとする国際協調によるところが大きい。特にその労働力の多くを近隣諸国からの日帰り通勤も含めた外国人労働者に負っていることが特徴であり、年金制度においては外国人の加入者数や受給者数の多さに反映している。

2. 沿革

1999年1月より公務員が加入する特別制度は、私的セクターである一般制度と支給要件や年金額算定方法がほぼ均一化された。

2008年5月13日に私的セクターを対象とする公的年金は一般制度に一元化された。被用者、職人、小売商人、農業者等に制度が分立していた状態が解消し、その運営もCNAP（国立年金保険金庫）に統一された。

3. 制度体系の概要

制度は公務員が加入する特別制度とその他の全ての就業者が加入する一般制度に分かれる。以下一般制度について説明する。

(1) 強制加入の範囲

全ての就業者（被用者及び自営業者）が強制加入となる。このほか、育児休業中やベビーイヤー期間中の者¹、15歳以上で有償の職業研修を行う者等が強制加入とされる。

なお、老齢年金受給者が被用者となった場合、65歳以上については本人の請求により毎年被保険者負担分の保険料の還付を受けることができる。

強制加入は労働時間の長短に関わりなく行われる。被保険者期間の算定は月単位で行われるが、月労働時間が被用者で64時間、自営業者で10日に満たない場合は翌月に繰り越される。

強制加入のほかに、受給権の取得や年金の増額等の目的で以下の制度がある。

- ① 任意加入 過去3年間に12か月以上の強制加入期間を有する者等は任意加入することができる。
- ② 追納 65歳未満であって12か月以上の加入期間を有し、かつ年金受給権を有していない者は、家庭の事情により就業の中断や縮小を行った期間について保険料を追納できる。ここで家庭の事情としては、結婚、子の養育、介護等がある。なお、配偶者との離婚（及び修復不能の別離）の際には、就業の中断や縮小を行った配偶者は相手の配偶者に対して年金追納の費用の一部を債権として請求できる。債権の具体的な額は、就業中断等の期間における両配偶者の収入の状況等を踏まえ、裁判所の判決で決められる。

(2) 支給開始年齢

強制加入、任意加入、追納期間を合計して10年以上あることを支給要件として、65歳から支給される。ただし以下の早期支給の制度を使う者が多い。（2020年に請求された11,169件のうち早期支給は73%の割合を占めている）

- ① 57歳から支給：480か月以上の強制加入期間を有する場合
- ② 60歳から支給：120か月以上の強制加入期間に、任意加入期間及び補足期間（失業給付受給期間、18歳未満の子の養育期間等）を加えた期間を480か月以上有する場合

4. 給付算定方式、スライド方式

(1) 給付算定方式

以下のとおり、定額部分と収入比例部分に分かれる。

いずれも物価、賃金の双方にスライドする。

算定式は早期支給と65歳支給で同じである。(以下はいずれも支給月額算定式)

$$\textcircled{1} \text{ 定額部分} : 2,085\text{EUR} (1984\text{年価格}) \times 24.513\%^2 \\ \times n/40^3 \times \text{物価上昇指数}^4 \times \text{再評価指数}^5 \div 12$$

$$\textcircled{2} \text{ 収入比例部分} : 1.794\%^{6,7} \times \text{収入合計額} \\ \times \text{物価上昇指数}^4 \times \text{再評価指数}^5 \div 12$$

③ 年末手当

上記①②のほか、年末手当と呼ばれる給付がある。これは、加入期間に応じて毎月一定額(2021年では40年加入の最大の場合で月約68ER)が支払われるものであるが、2012年12月の法律により将来保険料率が24%を超えた場合には支給しないこととされている。

(2) 年金と就労収入との調整

年金と給与の間で額の調整が行われるのは、65歳以前の早期支給の場合のみである。

具体的には以下のように行われる。

① 自営業者の場合

1年間の就労収入を月割りした額が最低賃金(2021年で月額2,275.56EUR)の1/3を超える場合に、超過する額が年金から減額される。

② 被用者の場合

1年間の就労収入を月割りした額が最低賃金(2021年で月額2,275.56EUR)の1/3を超え、かつ、年金と就労収入の合計額が過去の最も収入の高かった5年間の平均就労収入を超過した場合に、当該超過額が年金から減額される。

(3) 最低保障年金

最低保障年金の額は、40年加入した場合の定額部

分の9割にあたる額(2021年においては月額1908.43EUR)を上限額とし、20年以上加入した場合に、その実加入期間(N)に応じて上限額をN/40倍したものが各人の最低保障年金額となり、各人の年金額が当該最低保障年金の額に達しない場合には、その差額が支給される。

加入期間が20年未満の場合は最低保障年金は支給されない。

5. 負担、財源

保険料率は24%(被用者の場合、8%被保険者、8%雇用者、8%国)

(自営業者の場合、16%被保険者 8%国)

6. 財政方式、積立金の管理運用

賦課方式で行われている。2020年末で給付額の4.8年分の積立金を有している。

保険料率は24%で固定されており、賦課方式下の理論的保険料率が24%を超過する場合においては、既に受給権が発生している年金に対する賃金再評価の抑制が可能となる。なお、2020年の理論的保険料は22.05%であり、過去5年間に21.58%から22.09%の間で増減している。

7. 制度の企画・運営体制

CNAP(国立年金保険金庫)が運営を行う。

8. 今後の動向・課題

ルクセンブルクの外国人労働者の数は増加を続けており、2020年における国内労働市場の44%を占めている。これを反映して、年金受給者のうち外国での職歴を有する者の割合は57.6%と過半数を超えている。また、年金受給者数は2020年末で197,414人であるが、このうち外国に居住している者が50.9%と約半数である。2000年末では年金受給者数108,330人のうち、外国居住者は35%であり、近年外国居住者の割合が急増している。なお、外国居住者の98%はEU内に居住しており、多い順に仏、独、ベルギーであり、この隣国3か国で外国人居住者の73%を占めている。

このように、ルクセンブルクは賦課方式の年金であるが、その財政は国内の労働市場の動向、特に外

国人労働者の数の増減に大きく影響を受けると考えられる。賦課方式の年金財政の持続可能性の維持方策としては、6. で述べたとおり、保険料率の固定と、理論的保険料率が固定水準を超過した場合の既裁定年金への賃金再評価の抑制が予定されているが、国内労働市場の4割を超す外国人労働者の動向は、短期間で大きく変動することも考えられる。今後制度の持続可能性の維持が実際にどのように図られるのかは継続的に見ていくことが必要であろう。

.....

〈注〉

¹ 育児休業期間（フルタイム休業で最長6か月）中は被保険者は従前所得に基づく代替給付から保険料を拠出し、これを越えた休業期間については、子供が6歳になるまでは「養育期間」として非拠出の加入期間として、年金の定額部分に反映される。これに対し、ベビーイヤー期間（子供が4歳になるまでの間の最大24か月）は、保険料の付与がある。ベビーイヤー期間は子供が3人以上又

は心身に障害がある場合は48か月に延長される。

- ² 2021年に受給権が発生した場合の乗数。受給権発生年が遅くなるごとに2052年までかけて28%まで逡増する。
- ³ nは加入期間（年）。ただし40年を上限とする。
- ⁴ 2021年受給権発生では834.76/100
- ⁵ 2021年受給権発生では1.462
- ⁶ 2021年に受給権が発生した場合の乗数。受給権発生年が遅くなるごとに2052年までかけて1.6%まで逡減する。
- ⁷ 収入比例部分の乗数は、年金受給者の強制加入期間年数と年齢の和が一定数（93~100の間で受給権発生年により定められている）を越えた場合には超過に応じて2.05%を上限として増加する。

主な参考文献

ルクセンブルクを知るための50章（2018）
 建部和仁「小さな大国ルクセンブルク」（2010）
 Gトラウシュ岩崎允彦訳「ルクセンブルクの歴史」（1999）
 CNAP「Rapport annuel 2020」
 「La pension de vieillesse au Luxembourg Janvier 2021」
 OECD「Pension at a glance 2021」